

七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

七戸町

1 目的

本プロポーザルは、令和7年5月に策定した「七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画」に基づき、七戸町（以下「本町」という。）の新庁舎建設における基本設計及び実施設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本町の特性等を十分に理解し、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な事業者を選定することを目的とする。

なお、本業務の実施にあたっては、七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務及び新庁舎建設地質調査業務の受注者と協議、調整のうえ、来庁者及び職員にとって快適で機能的な庁舎整備を目指すものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称：七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容：別添1「七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおり

(3) 提案の範囲：

- | | | |
|-------------|------------|------------------------------------|
| ①庁舎、外構及び駐車場 | 敷地面積 | 14,273 m ² |
| | 計画建物予定延床面積 | 4,800 m ² 程度（地上2階建て） |
| | 来庁者用駐車场面積 | 2,200 m ² 程度（台数：55台程度） |
| ②公用車庫 | 計画建物予定延床面積 | 800 m ² 程度（台数：普通車30台程度） |
| ③防災倉庫 | 計画建物予定延床面積 | 300 m ² 程度 |

(4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月29日まで

(5) 提案上限額：187,399,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※令和7年度から8年度までの継続費

(6) 選定方式：公募型プロポーザル方式

(7) 事務局：七戸町役場 財政課

住所 〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4

電話 0176-68-2117（直通）

電子メール zaisei01@town.shichinohe.lg.jp

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件など全てを満たす者であることとする。また、当該要件等を確認するため、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

(1) 基本的要件

- ①参加表明書類提出時に本町の令和6・7年度入札参加有資格者名簿、測量・コンサルタント等のうち建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」に登録されている者であること。

- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- ④公告の日から契約締結までの間において、青森県又は本町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤七戸町暴力団排除条例(平成23年9月9日、七戸町条例第10号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- ⑥本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑦過去2年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- ⑧法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び固定資産税について滞納(納期到来分含む)がないこと。
- ⑨建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所登録名簿に登録された者であること。
- ⑩本プロポーザルへの参加にあたっては、代表企業と構成企業による2者の設計共同企業体(以下「JV」という。)を結成して参加することができる。その場合は以下の要件を満たしていること。
 - (ア)自主的に結成されたJVであること。
 - (イ)代表企業及び構成企業は、上記①～⑨に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - (ウ)構成企業の出資比率は、30%以上であること。また代表企業の出資比率は50%以上であること。

(2)実績要件

実績要件については次のすべてを満たす者とする。なお、JVにあつては代表企業、構成企業共に満たす者とする。

- ①建築設計事務所として、同種(※1)又は類似(※2)施設の業務実績があること。
- ②管理技術者は、同種又は類似施設の業務実績があること。

※1 同種施設の業務実績

- ・用途要件：令和6年国土交通省告示第8号別添二に掲げられている建築物の類型のうち、第四号(業務施設)、第2類(庁舎)
- ・規模要件：延床面積4,800㎡以上
- ・業務内容：国又は地方公共団体が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築の基

本設計及び実施設計の実績 ※構造、設備のみの実績は不可

- ・対象期間：平成 27 年 4 月 1 日以降に契約され完了したもの

※2 類似施設の業務実績

- ・用途要件：指定なし
- ・規模要件：延床面積 5,000 m²以上
- ・業務内容：国又は地方公共団体が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築の基
本設計及び実施設計の実績 ※構造、設備のみの実績は不可
- ・対象期間：平成 27 年 4 月 1 日以降に契約され完了したもの

(3) 技術者の資格要件

- ①管理技術者は、参加希望者（JV の場合は代表企業）に所属していること。
- ②管理技術者は、公告日現在、手持ち業務の件数が 3 件未満の者であること。なお配置予定として入札された未契約業務がある場合は手持ち業務の対象とすること。
- ③管理技術者は各担当主任技術者を兼任していないこと。
- ④建築（意匠）担当主任技術者は、参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）に所属していること。
- ⑤各担当主任技術者は他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ 1 名であること。
- ⑦管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、参加希望者と 6 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑧管理技術者及び各担当主任技術者は、下記の資格、実務要件を満たしていること。

(ア) 管理技術者

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・管理技術者として上記（2）の実績を 1 件以上有すること。
- ・参加希望者（JV の場合は代表企業）に所属していること。
- ・建築設計に関して実務経験 8 年以上であること。

(イ) 建築（意匠）担当主任技術者

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・管理技術者又は担当技術者として上記（2）の実績を 1 件以上有すること。
- ・参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）に所属していること。
- ・建築設計に関して実務経験 5 年以上であること。

(ウ) 構造担当主任技術者

- ・構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）又は協力事業者に所属していること。

(エ) 電気設備担当主任技術者

- ・設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

- ・参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）又は協力事業者に所属していること。

(ウ)機械設備担当主任技術者

- ・設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- ・参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）又は協力事業者に所属していること。

(4)業務の一部を再委託する場合の協力事業者に要求される資格等

- ①公告の日から本業務委託契約締結までの間に、青森県又は本町の指名停止の措置を受けていないこと。
- ②主たる分担業務分野である、建築（意匠）は協力事業者に再委託しないこと。
- ③他の参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）、協力事業者として本プロポーザルに参加していないこと。

(5)参加の制限

本プロポーザルにおいて事業者を審査する「七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託及び七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置するが、その審査委員が主宰、役員、顧問をしている営利組織と利害関係にある者は、上記参加資格要件等を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

4 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールは予定であり、変更等が生じた場合、本町ホームページで公表する。

実施内容	実施期間及び期日
プロポーザル公告	令和7年9月1日（月）
質問受付期間	令和7年9月1日（月）～9月12日（金）
質問回答期限	令和7年9月19日（金）
参加表明書類提出期限	令和7年9月26日（金）
参加資格要件確認結果通知・技術提案書類提出要請	令和7年10月1日（水）
技術提案書類提出期限	令和7年10月14日（火）
一次審査（書類審査）	令和7年10月22日（水）
一次審査結果通知（二次審査参加要請）	令和7年10月27日（月）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年11月7日（金）
二次審査結果通知（選定・非選定）	令和7年11月12日（水）
契約締結	令和7年11月中旬

5 質問の受付、回答

本プロポーザルに関する質問の受付は、下記のとおりとする。

- (1)提出期限 令和7年9月1日（月）から9月12日（金）午後5時まで

- (2) 提出先 本要領「2 業務概要(7) 事務局」に掲げる担当課
- (3) 提出方法 電子メールによるものとし、必ず到着確認を行うこと。
- (4) 提出様式 質問書 (様式第 1 号)
- (5) 回答方法 令和 7 年 9 月 19 日 (金) 午後 5 時まで本町ホームページに公開することとし、併せて、全ての参加希望者に電子メールで回答する。

(6) 注意事項

- ①メールの表題は「七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルに関する質問」と明記すること。
- ②質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。
- ③質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として本要領と同様に扱うものとする。

6 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、下記により参加表明書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 9 月 26 日 (金) 午後 5 時まで (郵便の場合は期限内必着)
- (2) 提出先 本要領「2 業務概要(7) 事務局」に掲げる担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。

※持参の場合は、土日・祝日を除く、午前 8 時 15 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

- (4) 提出書類 提出書類は次のとおりとし、本町ホームページからダウンロードすること。

No	提出書類	様式	提出部数
1	参加表明書	様式第 2 号	1 部
2	設計事務所の技術職員数・資格	様式第 3 号	1 部
3	設計事務所の設計実績一覧表	様式第 4 号	1 部
4	管理技術者の業務実績等	様式第 5 号	1 部
5	主任技術者の業務実績等 (意匠、構造、電気設備、機械設備)	様式第 6 号	各 1 部
6	設計事務所の同種業務実績詳細	様式第 7 号	1 部
7	設計事務所の類似業務実績詳細	様式第 8 号	1 部
8	管理技術者の同種業務実績詳細	様式第 9 号	1 部
9	管理技術者の類似業務実績詳細	様式第 10 号	1 部
10	主任技術者の同種業務実績詳細 (意匠、電気設備、機械設備)	様式第 11 号	各 1 部
11	協力事業者の内容等	様式第 12 号	1 部
12	設計共同企業体協定書の写し	任意様式	1 部

(5) 提出資料の内容

- ①用紙の大きさは、A4 判 (片面のみ使用) とし、クリップ留めとする。また、参加表明書類の PDF データを CD で一枚提出するものとする。なお CD 表面には、提出する参加希望者名を明

記すること。

- ②提出資料に記載する業務の実績については、日本国内の業務の実績を記入すること。
- ③同種・類似業務は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約され完了したものに携わった業務の新築（改築を含む）に係る基本設計及び実施設計業務とする。
- ④経験年数及び年齢は、令和 7 年 9 月 1 日現在とし、1 年に満たないものは切り捨てとする。
- ⑤様式第 4 号の設計事務所の業務実績及び様式第 5 号の管理技術者の業務実績について、実績 5 件全てが同種業務の場合は、様式第 8 号及び様式第 10 号は提出不用とする。
- ⑥本業務を再委託する場合は、様式第 12 号に協力事業者の内容等を記入し提出すること。
なお、再委託しない場合は提出不用とする。

(6) 参加資格要件確認結果通知・技術提案書類提出要請

- ①本プロポーザルの参加資格を満たす者（以下「参加者」という。）には、参加資格要件を満たす旨並びに技術提案書類の提出を要請する旨を電子メールで通知する。
- ②参加資格を満たさない者には、参加資格要件を満たさない旨とその理由を電子メールで通知する。なお、本通知を受けた参加希望者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内（土曜、日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時 15 分から午後 5 時までに、任意の書面により「2 業務概要(7) 事務局」に掲げる担当課へ提出し、説明を求めることができる。なお本町は、受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。

7 技術提案書類の提出

本プロポーザルへの参加者は、下記により技術提案書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時まで（郵便の場合は期限内必着）
- (2) 提出先 本要領「2 業務概要(7) 事務局」に掲げる担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。

※持参の場合は、土日・祝日を除く、午前 8 時 15 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

- (4) 提出書類 提出書類は次のとおりとし、本町ホームページからダウンロードすること。

No	提出書類	様式	提出部数
1	技術提案提出書	様式第 13 号	1 部
2	業務実施方針	様式第 14 号	12 部
3	技術提案書	様式第 15 号	12 部
4	参考見積書	様式第 16 号	1 部

- (5) 提出資料の内容

- ①用紙の大きさについて、様式第 13 号及び第 16 号は A4 判とし、様式第 14 号及び第 15 号は A3 判（共に片面のみ使用）としクリップ留めとする。また、技術提案書類の PDF データを CD で一枚提出するものとする。なお、CD 表面には提出する参加者名を明記すること。

- ②様式第 13 号から様式第 15 号に記述する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、書体は任意とする。(図表の説明書き等の文字は特に指定しないが、見やすい大きさを表すこと。)
- ③様式第 14 号の作成にあたっては、業務の取組方針、業務の取組体制、設計上特に配慮する事項を簡潔に記述すること。A3 判 1 枚で作成し A4 サイズで折りこむこと。
- ④様式第 15 号の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (ア)技術提案書は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述し、各課題に対する考え方等を A3 判 2 枚以内で作成し、A4 サイズで折りこむこと。
 - (イ)文章を補完するためのイラスト、イメージ図、主要階の簡単なゾーニング計画等の表現は認める。
 - (ウ)本件のために作成した模型(模型写真を含む。)、精緻な CG や図面等を使用しないこと。
 - (エ)その他提案を行う場合、審査委員が判断できるよう分かり易く明記すること。
- ⑤様式第 16 号の提出にあたっては、積算根拠を示した内訳書(任意様式)を添付すること。
- ⑥製本(ステープラー留めを含む。)はせず、クリップ留めとする。
- ⑦彩色したイラスト等は、カラーコピーでも可とする。
- ⑧様式第 14 号及び第 15 号は、提出部数 12 部のうち、1 部に参加者名を明記し、残り 11 部については、参加者が特定できるような商号、名称、記号、ロゴ及び社章は記載しないこと。

8 審査方法及び審査結果通知

審査委員会において、別添 2「七戸町新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル評価要領」(以下「評価要領」という。)に基づき、審査及び評価を行う。

(1) 一次審査(参加表明書類、技術提案書類の審査、参考見積書)

①実施方法

参加者から提出された書類の「事務所の評価」、「配置技術者の資格」、「配置技術者の技術力」、「業務実施方針」、「課題に対する技術提案」及び「業務金額(参考見積書)」について、審査委員会において書類審査を行い、一次審査合格者を 5 者程度選定する。なお、参加者が 5 者以内である場合は、一次審査の一部を省略し、提出書類審査を含めて二次審査を実施できるものとし、その旨の通知をする。

②審査の評価項目

評価項目	評価事項
事務所の評価、配置技術者の資格、配置技術者の技術力	設計業務の実績(施設区分、規模) (様式第 3～12 号)
業務実施方針	業務への取組方針、取組体制、設計上で特に配慮する事項 (様式第 14 号)

課題に対する技術提案	課題 1～7 までに対するの提案（様式第 15 号） 【課題 1】配置・外構・動線計画 【課題 2】利用しやすい庁舎 【課題 3】防災拠点として十分に機能する庁舎 【課題 4】機能的で快適な庁舎 【課題 5】環境にやさしく経済的な庁舎 【課題 6】基本理念「町民に寄り添う便利でアットホームな庁舎」から想起される独自提案 【課題 7】その他、本業務における自社の独自提案
業務金額	参考見積金額（様式第 16 号）

③審査結果通知

(ア)参加者全員（JV の場合は代表企業）に結果を電子メールで通知する。なお、一次審査合格者として選定された参加者には、二次審査への参加要請及びプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼン」という。）の留意事項等も併せて通知する。

(イ)審査の結果、二次審査の参加に選定されなかった者は、その理由について通知日の翌日から起算して 10 日以内（土曜、日曜日及び祝日を除く）の午前 8 時 15 分から午後 5 時までに、任意の書面により「2 業務概要(7)事務局」に掲げる担当課へ提出し、説明を求めることができる。なお本町は、受理した日の翌日から起算して 15 日以内に書面により回答する。

(2)二次審査（技術提案書類のプレゼンテーション・ヒアリング審査）

①実施方法

一次審査で選定された参加者を対象に審査委員会において、非公開によるプレゼンを実施する。

(ア)二次審査での評価点に一次審査の評価点を加算し、最優秀提案者 1 者（優先交渉権者）と次点提案者 1 者（次点者）を選定する。なお、最高総評価点が同点の場合は、二次審査の評価点が高い参加者を最優秀提案者とする。ただし、二次審査の評価点も同じ場合は、審査委員会の判断により選定する。

(イ)一次審査を省略した場合の評価基準については、一次審査の審査項目であった「事務所の評価」、「配置技術者の資格」、「配置技術者の技術力」及び「業務金額（参考見積書）」の評価点に二次審査の「業務実施方針」、「課題に対する技術提案」、「プレゼン」の評価点を合計し、最優秀提案者 1 者と次点提案者 1 者を選定する。なお、最高総評価点が同点の場合は、審査委員会の判断により選定する。

(ウ)プレゼンでは、プロジェクターを使用し、スクリーンに投影しながら説明することを認める。技術提案書類を提出した後の加筆、修正等は認めない。ただし、プロジェクターにより投影する技術提案書類の内容をプレゼンテーション用データに再構成することは認める。

- スクリーン及びプロジェクターは本町で用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
- (エ) プレゼンの順番は、参加表明書類の受付順とする。
- (オ) プレゼンの時間構成は1者あたり40分以内とし、提案説明の持ち時間は20分以内、終了後、審査委員による20分以内のヒアリングを行う。(準備時間を除く。)
- (カ) プレゼンへの出席は、パソコン操作者も含めて管理技術者及び各主任技術者の合計5名以内とする。
- (キ) プレゼンでは参加者を特定できるような服装及び言動(具体的な企業名や実績等)をしてはならない。なお、管理技術者及び意匠担当主任技術者は必ず出席することとし、協力事業者は出席者として参加しても構わない。
- (ク) 提案内容の説明は、提出済みの技術提案書類に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、ヒアリングにおいて回答するため、詳細にあるいは補足的に説明することは認める。

② 審査の評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	業務への取組方針、取組体制、設計上で特に配慮する事項 (様式第14号及びプレゼン)
課題に対する技術提案	課題1～7までに対する提案(様式第15号及びプレゼン) 【課題1】 配置・外構・動線計画 【課題2】 利用しやすい庁舎 【課題3】 防災拠点として十分に機能する庁舎 【課題4】 機能的で快適な庁舎 【課題5】 環境にやさしく経済的な庁舎 【課題6】 基本理念「町民に寄り添う便利でアットホームな庁舎」から想起される独自提案 【課題7】 その他、本業務における自社の独自提案

③ 審査結果通知

- (ア) 最優秀提案者(優先交渉権者)及び次点提案者(次点者)に選定された参加者に対し、その旨を電子メールで通知する。
- (イ) 上記に選定されなかった参加者に対し、その旨を電子メールで通知する。
- (ウ) 審査結果の概要を後日、本町ホームページ等にて公表する。
- (エ) 審査の結果、最優秀提案者(優先交渉権者)として選定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して10日以内(土曜、日曜日及び祝日を除く)の午前8時15分から午後5時までに、任意の書面により「2 業務概要(7)事務局」に掲げる担当課へ提出し、説明を求めることができる。なお本町は、受理した日の翌日から起算して15日以内に書面により回答する。

(3) 審査委員

審査委員会の委員は、次に掲げるとおり。

所属	職位	氏名
八戸工業大学 工学部工学科 建築・土木工学コース	教授	小藤 一樹
元七戸町新庁舎建設検討委員会	委員長	坪 晃
元七戸町新庁舎建設検討委員会	副委員長	田中 清一
七戸町	副町長	仁和 圭昭
七戸町	総務課長	鳥谷部 慎一郎
七戸町	企画調整課長	田中 健一
七戸町	町民課長	向中野 洋人
七戸町	税務課長	高田 美由紀
七戸町	保健福祉課長	西野 勝夫
七戸町	建設課長	高田 博範
七戸町	学務課長	附田 良亮

9 業務委託契約

(1) 契約手続

本町は、優先交渉権者となった参加者と随意契約により契約を締結するものとする。契約金額については、再度見積書の提出を求めるが、その際の見積金額は、「2 業務概要(5)提案上限額」の範囲内で「7 技術提案書類の提出(4)提出書類 4 参考見積書」により提出された見積金額を上限とする。なお、優先交渉権者が契約を締結する前に「10 失格要件」に該当した場合、又は契約に至らない場合は、次点者が契約相手方の候補者となる。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の納付とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

- ①保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- ②保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に履行保証保険契約を締結したとき

また、契約保証金の納付は、銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(3) 委託料の支払条件

本業務は、2か年度にわたり業務を遂行するものである。委託料の支払いについては、次のとおりとする。

- ①前金払 有（契約金額の10分の3以内）
- ②部分引渡し 有（成果物の提出を条件とする。）

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載や不備があった場合
- (2) 複数の参加申請及び提案をした場合
- (3) 書類等の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (4) 参考見積金額が「2 業務概要(5) 提案上限額」を超えている場合
- (5) プレゼンに理由なく欠席又は遅刻した場合
- (6) 本プロポーザルに関することについて、審査委員会委員又は関係者と直接、間接を問わずに意図的に接触した場合
- (7) 審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合
- (8) その他、本要領に反すると認められた場合

11 その他留意事項

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 参加希望者 1 者につき 1 申請とする。
- (4) 本プロポーザルの応募及び参加に係る一切の経費については、参加希望者及び参加者の負担とし、本町はこれを負担しない。
- (5) 提出された書類の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等は返却しない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 技術提案書類の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 技術提案書類の著作権は、技術提案書類を作成した参加者に帰属するものとする。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、本町は提出された技術提案書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。また、契約の相手方となった参加者が作成した技術提案書類については、本町は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
 - ③ 参加者から提出された技術提案書類について七戸町情報公開条例(平成 17 年 3 月 31 日、七戸町条例第 7 号)の規定による開示請求があった場合は、原則として開示の対象となるが、参加者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする。なお、その場合は参加者に対し意見書を提出する機会を与えるものとする。
また、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。
- (8) 技術提案書類に基づく設計業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。

- (9) 配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の承認を得なければならない。
- (10) 本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、技術提案書類に記載された内容を尊重し、発注者、受注者の協議の上で定める。
- (11) 本プロポーザルは契約の相手方の選定を目的とし、本町は選定された提案書類の内容に拘束されない。
- (12) 以下の内容について、本町ホームページ等に公表する。
- ①最優秀提案者及び次点提案者の企業名及び点数
 - ②最優秀提案者の技術提案書（公表用に概要版の作成を認める）
 - ③本プロポーザルに対する審査委員会の講評
- (13) 現地説明会は実施しない。なお、現在、建設予定地（町有地）は更地となっているが、無断で立ち入ることはできない。
- (14) 参加表明書類提出以降に辞退する場合は、技術提案書類提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合がある。この場合、参加者に対して本町は一切の責任を負わないものとする。
- (16) この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。